

令和7年4月1日

浮間中学校保護者・教職員の皆さま

浮間中学校PTA

会長 光永謙太郎

浮間中学校PTAに関するQ&Aのご案内

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より浮間中学校PTAの活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、浮間中学校PTAでは、令和5年度より入会届を設け、入会手続きについて整理いたしました。それに伴い、いくつかご質問をいただきましたので、Q&A形式でご案内差し上げたいと思います。皆さまのご参考になりましたら幸いです。

記

Q1 そもそもPTAは何のためにあるのですか？

A1 浮間中学校PTAは、会則第2条に記載のとおり保護者と教職員が地域社会と協力して浮間中学校の生徒の幸福な成長を図ることと会員相互の教養・親睦を目的としています。対外的にはよりわかりやすく「家庭と学校と地域社会の懸け橋となること」と説明することもあります。

Q2 会員になるのは誰ですか？

A2 保護者及び教職員です（会則第5条）。すなわち、例えば浮間中学校の生徒は会員ではありません。

Q3 会員になるメリットはありますか？

A3 メリットをどのように感じるかは人それぞれですが、ご案内のとおり、家庭と学校と地域社会の間に数少ない団体としてPTAは歴史的な経緯とともに行政から尊重されています。ときに濫用されることのある国家権力の行使主体である学校に対して、個人としての力は弱くても団体として意見を述べ、抵抗する力を持つことのできる存在です。また、学校からしても、保護者・地域住民からの過度な要求・要望等で疲弊することを予防する、個別ではなく多数者としての意見を必要とするときに活用できる等様々な場面で役に立つことができます。その団体の会員であるということは、当然その団体が享受するメリットを会員として受けることができます。

次に、中学生という子どもの年齢的側面から考えてみます。小学生と違い中学生はその学校生活の多くを「高校受験」というものに焦点を当て過ごすことになります。高校受験においては、良くも悪くも現在の日本の制度の枠組みでは、学校生活をどのようにすごしているか、という中学校の評価が、生徒個人の学力以外に一定程度影響を及ぼします。また、学校生活そのものが小学校とは大きく異なることに加え、人間の成長過程において中学生は精神的にも身体的にも様々な変化が訪れる年頃です。そのような状況の中で、学校（特に学級担任）と家庭の間で非常に個別的で繊細なコミュニケーションが必要となります。PTAとしてはそのコミュニケーションが円滑になるようお手伝いすることも重視しており、会員であれば、万一何かお困りのときでもPTAを通してコミ

コミュニケーションを取ることが可能かと思います。

その他、浮間中学校PTAや上位団体である中学校PTA連合会が開催するPTA会員対象のイベント（バドミントン、バレーボール、卓球等のスポーツ大会など）に参加される場合には、原則として会員でないと参加することができません（スポーツ大会については、一部OBOGが参加できる場合があります。また、進路フェア（Q15参照）については、現時点で会員限定とはしていませんが、限定とする案も浮上しています）。また、行政、他校PTA、他団体（警察関連団体、保護司会、地域の自治会等）、高校等進路先などから多くの情報が日々PTA宛に（主に郵便で）寄せられますが、それらの情報はできる限り会員にお届けしたいと考えています（人員不足により限りがありますことは予めご容赦ください）。これらは会員だから受けられるメリットであると言えます（会員数増加等の目的のため必要に応じて会員外に情報提供することはありません）。

Q4 会員になると何か義務は発生しますか？

A4 会費を支払う義務が発生します（会則第6条）。それ以外の会則上の義務はありません。PTAによっては「子どもが在籍する3年間の間に必ず1回は委員をやらなければならない」などの明示されていない（されていても民主的に決まったのではない）義務が横行しているところもあるようですが、浮間中学校PTAではそのような義務はありません。

Q5 会員になったら、委員やお手伝いの依頼が来ますか？

A5 委員制は廃止しましたのでありませんが、お手伝いのお願いは年度開始後できるだけ早めにご案内をお送りする予定です。ただし、「お願い」なので引き受ける義務はありません。ご都合のつく範囲でお受けいただければ大変助かりますが、ご家庭やお仕事を最優先にさせていただきたいというのが浮間中学校PTAの本部の意思であり、事実上の強要を含め、意思に反することは一切無理強いいたしません。

なお、指名委員は制度として会則上残っていますので、こちらのお願いはすることがありますが、それも上記同様に無理強いすることはありません。指名委員会制度については、実情を精査し議論を経て、より良い制度にできるよう会則改正等で対応していきたいと考えています。

Q6 入会しないと（何かがもらえないなど）子どもに不利益は生じますか？

A6 以前にもご案内のとおり、何かがもらえないなど、子どもが直接的に不利益になることはありません。浮間中学校の生徒全員が会則の目的にある幸福な成長を図る「本校生徒」であり、会員の子どものと非会員の子どもの区別はありません。ただし、PTA会員宛に提供される情報等を受け取った保護者と非会員の保護者との間での情報に関する差異は必然的に生じます。

また、金銭負担として非会員の子どもの分を会員が負担するという不公平感に関しても、卒業記念品等について学校が徴収する実費の金額の中に入れていただくことになりましたので、ほとんど解消することができているのではないかと考えています。

Q7 会費はいくらですか？

A7 年額3000円となります。他校と比較して、低額で運営されていると認識しています。なお、年額なので年度の途中から入会いただいても同額となります。

Q 8 会費はどんなことに使われますか？

A 8 配布物の印刷代や紙代（可能な限りペーパーレスを心がけていますが）などPTA活動に必要な備品・消耗品、子どもの部活や学校行事で必要となる活動奨励費、PTAに関する保険料、学校の備品に対する補助、会員への慶弔費、各種周辺団体への祝い金や会費、地域清掃などの活動費用（例えばゴミ処理費用など）、PTAクラブ活動への補助、周年行事への積立費用、などに使用されます。総会時に配布される予算書、決算書などもご覧ください。

Q 9 入会届に電話番号やメールアドレスを書くのはどうしてですか？ 何に使用しますか？

A 9 会員に個別に連絡を取りたい場合に備えていただいています。大規模に使用することは想定していませんが、郵送でのやり取りに比べ費用が格段に安価なので選択しています。メーリングリストについては将来実験的に実施するかもしれませんが、現時点では未定です。

使用目的としては、主に情報発信を考えています。A 3に記載したような、PTAに寄せられる様々な情報について、必要に応じて会員の皆さまに共有する際に使用したいと考えています（差し当たっては学びポケットを活用する予定です）。

Q 10 委員を無くしてしまって、学校や子どもが困るようなことはないのですか？

A 10 今のところ想定している問題点はありませんが、想定外のことではないとは言えません。しかしながら、委員制の廃止は会員の皆さまの総意であり、民主的決定に基づくものです。本部としては様々な問題点が生じて、創意工夫で乗り越えていきたいと考えています。

Q 11 PTA広報誌はなくなったのですか？

A 11 広報誌作成をお手伝いしていただけたを募っていましたが、2年連続してメンバーが集まらなかったため、当初の予定通り現在は廃刊となっています。

Q 12 何か気軽にお手伝いできることはありませんか？

A 12 年度開始以降、できるだけ早い日程でお手伝い係を募集させていただきますので、是非積極的にご応募ください。

Q 13 年度の途中でも入会や退会はできますか？

A 13 もちろん可能です。退会届は様式を作成していませんが、届はあくまで意思確認のための資料に過ぎませんので、年度途中の入会・退会も可能です。ただし、会費についてはQ 7をご確認ください。

Q 14 ネームホルダー（ストラップ）について教えてください。

A 14 浮間中学校校内（校庭を含む）に入る場合に、身分証の代わりとして浮間中学校PTAが発行したネームホルダーを利用していましたが、学校との協議の結果、令和6年度以降については学校が所管することになりました。なお、PTAとしては身分の証明されないかたが容易に学校に入ることができるのは防犯上問題があると考えていること、については変更ありません。

Q 15 進路フェアとはなんですか？

A 1 5 北区立中学校PTA連合会が主催する、区内の中学生のための大規模な進路説明会です。北区立中学校校長会と北区教育委員会が共催となっており、2024年で第17回を迎えました。ここ数年は都立飛鳥高等学校を会場とし、7月の最終日曜日または8月の最初の日曜日（令和7年度は8月3日を予定）に開催されています。東京・埼玉の国公私立の高校約100校が集まり、一つの会場で合同説明会を実施します。各高校の先生方が学校の特色や教育方針等を丁寧に分かりやすく説明してくださる機会なので、中学生及びその保護者からとても喜ばれています。3年生が主な対象となりますが、例年1、2年生も（その保護者も）参加可能なので、機会があれば是非足をお運びください。

以上